

凡人合格者に学ぶ!? 平均的期間合格法

中川 信治 (NAKAGAWA, Shinji)

9月22日から2カ月も過ぎたのに全然やる気が起きない。模試の成績も最近全然伸びないし。論文本試験ではほとんどB判定、科目によってはA判定もあったんだけど。「1回合格者に学ぶ短期合格法」を読んでも自分とさほど違う方法で勉強してるような感じもしないし。同じような勉強で彼は一発合格とは……。今更ながら、もしかしたら自分に弁理士試験は荷が重すぎたのではないだろうか……。

12月に入って、街はクリスマスモードが漂う中、こんなふうに気が滅入っている受験生の方も多いのではないかと思います。思い起こせば十年近く前のこの時期、私自身がこんな気持ちでいました。だから皆さんの鬱な気持ちもよく分かります。しかし待って下さい。それは合格の前触れかもしれません。

知的財産権法をある程度理解して「もう少し頑張れば……」という段階で成績が伸び悩んでしまうということは、平均的な合格者の多くが経験しているそうです。このような停滞期にいる人は、知的財産権法を「理解」していても「真に身につけて」はいない、納富先生の言葉を借りれば『「水」(知識)を入れる「器」(構成力)がしっかりしていない』のだと思います。

停滞期から脱却するには

停滞期からは誰でも脱却できるのか。停滞期では知的財産権法の理解はできている状態であり、この段階までこれたのだから諦めさえしなければ誰でも停滞期から脱却できるはずです。

では、どうすれば「理解」から「真に身につけている」に脱皮できるのか。どうすれば「器」はしっかりとしたものになるのか。私はこれを入門レベルの参考書(例えば「知っておきたい特許法」や各受験予備校の入門講座のレジュメ集)をできるだけ何回も読む(受験業界では「回す」というようですが)ことでレベルアップを目指しました。

入門レベルのことをするのであれば簡単だと思われるかもしれませんが、実際やってみるとこれが結構苦痛でした。レジュメを読んでいるようでも眼だけで文章を追ってしまい、気がついたときには十数行先、なんてことも。しかし、この勉強法では「さも初めて読んだかのように」読んでいくことが大切です。無意識に読み飛ばした場合は戻って再度読むようにしました。

知的財産権法が身につくまで教材を「回す」のはそれなりの時間も必要だし、勉強していても自分の能力が伸びている実感もほとんど持てません。こんなことをするよりも知らない判例を新たに理解するほうが勉強も楽しいし、身になっているようにも感じます。しかし判例探求の道は、実はベテラン受験生の世界につながっていたようです。私はベテラン受験生の世界には入らずにすみしました。



一回合格者のケース

一回合格者の場合、知的財産権法の理解とそれまでの受験勉強などで培われてきた「受験センス」で、このような停滞期を経験せずに合格しているように思います。しかし停滞期に入ってしまった人は、そのような一発合格者の受験センスを追い求めても仕方ありません。教材を回して知的財産権法を真に身につけてしまうことが大切です。

ただし一発合格者が書く体験記は、最低限どこまでの知識で合格可能かを確認できるので重要です。停滞期にいる間は、とかく自分の知識不足を不安視してしまうものです。しかし、自分の勉強範囲が一発合格者と同程度であれば、それ以上手を広げなくても合格できるという安心につながります。

知的財産権法が私に「身についた」とき

十年近く前の私は、そのような勉強法を重ねていました。停滞期の中においてやる気の出なかった私ですが、それでも当時流行っていた中島美嘉さんの「ONE SURVIVE」という曲の歌詞に励まされながら「この曲を聴けばやる気がおきるんだ」と自分に言い聞かせて、ともすれば不安に襲われそうになるこのような勉強法をなんとか続けることができました。

そして、その年の春頃の論文答練で答案構成をしていたときに「ん、なんだかこれでは答案バランスがおかしいかも……？」という感じを持ちました。その感覚に従って答案構成のある項目を削ったり、その分だけ別の項目を厚めに論じたり修正を加えてみる。その結果得られたのは、採点された答案の一段階上がった得点でした。答案構成中に「なんだかおかしい」と感じることは、その後もたびたびありました。その感覚に従って答案構成を修正すると、採点された答案は合格レベルに。結局その年の本試験で最終合格できたのです。

後から振り返ると、答案構成中に「なんだかおかしい」と気づけるようになったときに、私に知的財産権法が「真に身についた」「器がしっかりした」ときだったんだなあと思います。

最後に

受験生の立場で見れば一回合格者は確かに羨ましい。しかし、実務に入ってしまうえば受験経験回数など何の意味もありません。ありがたがっているのは弁理士受験機関だけです。

フランスの劇作家サミュエル・ベケットは「試してみたら失敗した。それがどうしたというのだ。もう一度試せ。もう一度失敗し、よりよく失敗するのだ。」と述べています。諦めることなくよりよい失敗を重ねることで知的財産権法を真に身につけてこの業界に入ってきた皆さんと、切磋琢磨しながら仕事ができる日が来ることを、私は楽しみにお待ちしています。

(中川特許商標事務所／弁理士)